

令和 8 年度第 2 回
射水市高齢者保健福祉・介護保険事業計画推進委員会会議録

1 日 時 令和 8 年 8 月 6 日（木）午後 1 時 3 0 分～午後 2 時 5 5 分

2 場 所 射水市役所（本庁舎）会議室 3 0 2 ・ 3 0 3

3 出席者

(1) 推進委員会委員 1 3 名

宮嶋会長、中堀副会長、野澤委員、小見委員、義本委員、紺谷委員、小林委員、岡野委員、道谷委員、多比木委員、金木委員、篠田委員、長崎委員

(2) 事務局 1 5 名

菅原福祉保健部長、菓子福祉保健部次長、藤井市民病院副院長・看護部長、村中地域福祉課長、長谷川地域共生推進班長、黒川介護保険課長、政岡保険年金課長、三浦健康推進課長、宮崎地域福祉課課長補佐、種村地域福祉課課長補佐、武田介護保険課課長補佐、坂本健康推進課課長補佐、堀岡保険年金課課長補佐、高井介護保険課認定係長、油井介護保険課主任

[会議次第]

1 開会

2 あいさつ

3 議題

(1) 第 1 0 期介護保険事業計画に向けた国指針（案）について

(2) 高齢者保健福祉計画・第 1 0 期介護保険事業計画の骨子（案）について

4 その他

5 閉会

[会議録]

事務局	議題（1）第 1 0 期介護保険事業計画に向けた国指針（案）について説明
会 長	ただいまの説明について、ご意見、ご質問等があればお願いします。
委 員	資料 1－1 について、「2 地域包括ケアシステムの深化」として、「②頼れる身寄りがない高齢者等の生活ニーズを地域課題として解決するため、関係者を含めて地域全体で対応を協議し、切れ目のない支援が提供される地域づくりを推進」とあり、裏面にも「頼れる身寄りがない高齢者等へ

事務局	の地域包括支援センター等による相談対応の明確化、切れ目のない支援が提供される地域づくりの推進」とある。 「切れ目のない」という言葉は非常に良いと思うので、その点をきちんと打ち出していきたいと感じている。住みよい地域にしていきたいために、どのようなことを念頭に置いて取り組むのか。 近年、頼れる身寄りのない高齢者が増えている状況である。射水市としても、重層的支援体制整備事業を令和6年度から開始しており、関係機関が分野を超えてつながる仕組みづくりに取り組んでいる。今後の取組として、地域住民や民間事業者、ボランティア等も含め、地域全体で支えるための切れ目のない仕組みづくりを構築していくことが必要であると考えている。その中で、地域ケア会議のように、地域の高齢者の生活ニーズに対して、地域住民を含む関係機関が協働して対応するための仕組みづくりに取り組んでいく。 現在も限定的に実施しているところであるが、人材不足の影響もあり、関係者が集まる仕組みづくりが十分にできていない状況である。そのため、今後は地域包括支援センターを中心とした体制づくりに力を入れていきたいと考えている。
委員	重層的支援体制も踏まえて、非常に大事な部分である一方で、いかに構築していくかは難しい課題であると思う。関係機関との連携を図りながら、より良い仕組みを構築し、実現に向けて取り組んでもらいたい。
会長	切れ目のない支援ということで、先日、高岡市の高齢者福祉施設の方と話をする機会があった。その施設でも、高齢者施設として「切れ目のない支援」を展開していきたいという話であった。サービス付き高齢者向け住宅やグループホーム、小規模多機能型居宅介護、特別養護老人ホームなどを多角的に経営する中で、特別養護老人ホームに入所する前の段階から関わりを持ち、本人の状態の変化に合わせて適切な生活の場を提供し、最期まで切れ目なく支援できる仕組みをつくりたいということであった。 一例ではあるが、今後、さらに少子高齢化や福祉人材不足が深刻化する中で、市民が「もし自分が要介護や障害の状態になった時に、どこがどのように支援してくれるのか。」という不安を解消できるような、安心につながる具体的な仕組みを、この計画や市から何らかの形で示すことができれば、非常に安心して暮らすことのできる射水市になると思う。全国の他自治体における先進事例等も参考にしながら、射水市においてどのような支援体制を構築できるかを検討してもらいたい。
委員	身寄りのない高齢者等への支援について、日常生活自立支援事業や成年後

	見制度等も含め、しっかりと対応していきたい。 また、基本理念について、第9期計画の継承ということで、社会福祉協議会として異存はない。
会 長	基本理念の継承について、他に意見はないか。 ・意見なし
会 長	意見がないため、事務局案を採用とする。
事務局	議題（２）高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画の骨子（案）について説明。
会 長	ただいまの説明について、ご意見、ご質問等があればお願いします。
委 員	2点質問がある。1点目は、基本目標1に新規事業として追加されている「Let'sトライ！IMIZU健康8の普及啓発」と、基本目標4の「チームオレンジ活動の支援」について、それぞれの具体的な事業内容や取組のイメージを説明してほしい。 2点目は、基本目標5－5の「⑥介護保険料の収納率の向上対策の推進」について、第9期計画では収納率が99.2％であり、残りの0.8％が未納・滞納ということになるが、実際に滞納されているのはどのような事情を抱えた方々なのか。また、それらの方々が介護サービスを必要とした場合に、市としてどのような対応をとっているのか。 最後に、介護人材不足が深刻化し若年世代が高齢者を支えきれなくなるという課題に対し、国で介護保険料の徴収対象年齢を現在の40歳以上から5歳引き下げて35歳とするといった動きや検討はあるのか。
事務局	「Let'sトライ！IMIZU健康8の普及啓発」について、健康づくりの推進として、健康寿命の延伸を目的に策定している「第3次射水市健康増進プラン」に基づいた事業である。同プランでは、がん予防、糖尿病予防、自殺予防の3つを重点分野としており、これらを踏まえ、市民一人ひとりが具体的な健康づくりの行動目標を立てやすくなるよう、アルファベットの「IMIZUSHI」の8つの文字を頭文字とした行動目標を定めている。 例えば、最初の「I」は「1日5皿の野菜料理で、いみずのACE（エース）を狙え」としている等、栄養や運動といった習慣に関する8つの行動目標をわかりやすく提示している。
事務局	「チームオレンジ活動の支援」について、現在、射水市にはまだチームオ

事務局	レンジの活動体制が整っていない状態である。認知症が疑われる初期段階、あるいは介護サービスを本格的に利用する前の段階から、地域全体で本人やその家族を支え、孤立を防ぐ仕組みづくりを目指す事業である。 具体的には、認知症サポーター養成講座の受講後、さらにステップアップした講座を受講して「ささえ隊メイト」として活動されているボランティアの方に、認知症カフェなどを拠点に見守りや声かけ、話し相手として活動してもらう。 射水市では認知症カフェの設置数が他自治体に比べて少ないため、カフェの開設拡大を図りつつ、チームオレンジを組織化し、地域での見守りネットワークを構築して重度化防止につなげたいと考えている。 介護保険料の収納率及び未納時の対応について、射水市では未納者に対して10月、12月、2月にコールセンターからの納付の呼びかけや、10月、2月に催告書の送付を行っている。所得や資産がありながら多額の滞納がある一部の対象者に対しては、収納対策課と連携しながら財産の差し押さえなどの滞納処分を適正に実施している。 一方で、滞納されている方の多くは身寄りがなく、差し押さえるべき資産もない生活困窮状態にある。こうした未納分については、2年を経過すると時効により権利が消滅するため、不納欠損として整理せざるを得ないのが現状である。 また、滞納のある方が介護サービスを利用した際の対応については、1年以上の滞納がある場合、サービス利用時の自己負担割合を通常の1割等から10割を自己負担としていただき、後から申請により保険給付分を払い戻す「償還払い」への変更措置をとっている。 未納が発生する大きな要因として、通常は年金からの特別徴収により収納率100%となる一方で、65歳に到達して第1号被保険者となった初めの半月から1年程度の一定期間は普通徴収となるため、この移行期に納め忘れが生じたり、経済的事情で納付できなかったことが挙げられる。 なお、第2号被保険者の保険料徴収開始年齢の引き下げについては把握していない。
会 長	徴収年齢の引き下げだけでなく、自己負担割合を2割・3割負担への引き上げや、全体の保険料額の引き上げなど、介護保険制度の持続可能性に向けて、国レベルで多様な議論が行われている。今後、国の方針が決定されれば、報道等を通じて示されていくものと考え。
委 員	基本目標4-4の「②成年後見制度等の利用促進」について、成年後見制度は、大事な制度である一方で、一度後見人がつくと本人が亡くなるまで解除できず、使い勝手が悪いという意見や、利用者の実態と合わないといった

事務局	意見をよく耳にする。必要な制度であると思うが、現状の制度を「どんどん進めていこう。」と推進するには、制度として不十分であるように感じている。射水市としてはどう捉えているのか。 現行の成年後見制度については、一度後見人が選任されると利用を途中で終了することが原則できない等の使い勝手の悪さが課題となっている。この点に関して、今年6月に民法が改正され、公布から2年6か月以内に施行される予定である。 改正後は、これまでの「後見・保佐・補助」の3類型が「補助」の形に一元化される見込みであり、制度の利用の必要性がなくなった場合には、途中で利用を終了できるようになる。本人の意思決定支援を尊重し、必要な方が必要な期間だけ使える使い勝手の良い制度へと大きく見直される。 射水市としても、国から詳細な情報が示され次第、市民の皆様への丁寧な周知を行い、適切な利用促進につなげていきたい。
会 長	身寄りのない高齢者への支援として、成年後見制度や日常生活自立支援事業等を活用し、切れ目なく対応していくことが今後の大きな課題となる。 射水市においてもこの課題への取組についてしっかりと検討してもらいたい。
委 員	基本目標4－4「高齢者の権利擁護の推進」について、④の「頼れる身寄りのない高齢者への支援」を、②の「成年後見制度等の利用促進」の次に設置し、「消費者被害の防止」を最後に設置した方が、全体の整理としてわかりやすいのではないかと。 また、「相談支援体制の充実」という記載はやや漠然としているため、民法改正や社会福祉法改正等で示されている「地域権利擁護相談支援センターの設置」等、もう少し踏み込んだ内容とするかどうかについても、検討してもらいたい。
事務局	取組の順番については「頼れる身寄りのない高齢者への支援」を3番目に変更する。また、相談支援体制の具体的な内容についても、精査・検討していく。
委 員	医療に関する事業も多く挙げられているが、これらは認知症予防や要介護状態への進行防止に係る非常に重要な取組であることから、継続して取り組んでももらいたい。 医師会が関係する事業も含まれているので、しっかりと取り組んでいきたい。

委 員	基本目標５－３「介護サービス事業所への支援」について、各事業所は業務の効率化や生産性向上等に一生懸命取り組んでいる。射水市からも様々な研修の案内をいただいているので、引き続き協力をお願いしたい。 また、職場環境の改善が職員の離職防止や定着促進に向けた取組が重要である。さらに、ケアマネジャーの高齢化や人材不足が深刻化する中、ケアマネジャーの社会的役割や魅力をどのように発信していくかについて、射水市と協働して取り組むことができればと思う。
委 員	介護相談員として複数の施設を回っている。施設で話を聞くと、入所している利用者以上に、その家族が様々な不安を抱えていることもある。しかし、その不安を相談できる窓口がないという話をよく聞くため、家族への相談支援体制の充実が必要だと感じている。 また、施設の職員が多忙で、利用者一人ひとりに十分な時間を取ることが難しい中、私たちが訪問して話を伺うと、最後に「話ができて本当に楽しかった。話を聞いてもらって嬉しかった。」と喜び、玄関まで見送ってくれることもある。施設内では、認知症や聴力の低下等により利用者同士の会話が難しい場合も多いが、外部の人との対話が孤立感の解消に大きく役立つと感じている。
事務局	家族の身近な相談窓口として地域包括支援センターを設置しているが、昨年度実施したアンケート調査では、地域包括支援センターの認知度が依然として低いという結果であった。 今後は、高齢者が集まるサロンや地域の集いの場等に職員が出向き、地域包括支援センターの役割や相談窓口の存在をより広く周知していきたい。
会 長	施設職員が多忙で、利用者との十分な対話の時間を取れないという課題を私も耳にすることがある。射水市では認知症サポーターの数が増加していることから、今回の計画で示された「チームオレンジ」や「ささえ隊メイト」などのボランティア活動の場として、在宅の高齢者宅だけでなく、高齢者施設や障害者施設も活動の場として視野に入れ、外部の人が施設を訪問して利用者の話し相手になるような仕組みづくりを検討してみてもどうか。施設も地域の一部であるため、こうした取組についても検討してもらいたい。
委 員	基本目標１や３、４の中で「多様な主体」という言葉が何度も出ているが、具体的にどのような人々や組織を指しているのか。今までの地域住民や専門職による活動以外に、どのような主体を想定しているのかを教えてほしい。
事務局	「多様な主体」について、近年、８０歳以上の高齢者が急増する一方で、地域の担い手世代が減少し、従来の行政や専門職、町内会等の地域住民だけ

事務局	では活動を維持することが難しくなっている。そこで、これまで積極的に地域福祉活動に関わってこなかった現役世代や若い世代といった、新たな主体への働きかけを強めたい。具体的には、高齢者のこども世代や孫世代、あるいは中高生・大学生などの学生、さらにはNPO法人や民間企業・事業者等を想定している。 「多様な主体」について特定の主体を指すものではないが、専門職や行政、従来の町内会だけでなく、様々な関係者がつながり合い、介護予防や地域づくりを支えるイメージで取り組んでいきたい。 具体的な取組として、現在、商工会の会員の皆様の協力で「認知症の人に優しいお店」を進めており、現在113事業所に協力いただいている。こうした専門職や福祉関係者以外の地域の商店や一般企業などの民間事業者に見守りや支え合いの輪に加わってもらうことも「多様な主体」として想定している。 今後はさらにこの輪を広げていきたい。
会 長	資料を読んでいた際に、「多様な主体」の範囲や具体像について疑問を感じた。計画の素案を具体化していく段階では、市民の皆様にもわかりやすいよう、具体的な主体のイメージや参画の方法・プロセス等をより噛み砕いて記載・提示できるよう、検討してもらいたい。
委 員	各地区で高齢化や介護に関する問題、地域課題について、懇談会や会合、発表等を行っている。課題の根底には様々な要因が絡み合っており、地域だけでは十分に対応しきれていない部分も多いのが実情である。第10期計画の策定を機に、これらの内容を地域に持ち帰り、地域住民の皆さんとともに、根深い地域課題への具体的な対応や話し合いをより深めていきたい。
委 員	地域で支え合うことの重要性は十分に理解しているが、現実として、町内会活動や地域振興会に加入したくないという住民もいる。このような状況の中で、「地域でやるべきこと」を増やしすぎると、かえって射水市に大きな負担になるのではないかと心配している。
委 員	今回の骨子案は、国が示している方針や専門用語を用いつつも、射水市独自に市民の方々にわかりやすいよう表現が工夫されており、非常に良い内容になっていると感じる。実際の事業内容についても、現在取り組んでいることが具体的に記載されているため、これをより多くの市民の皆様や関係者に周知していくことが重要であると思う。厚生センターとしても、様々な相談窓口と連携しながら、誰一人取り残されない、切れ目のない地域連携体制の構築に向けて、射水市と密接に協力していきたい。

会 長	最後に、副会長に、まとめをお願いする。
副会長	アンケート調査から明らかになった様々な課題に対して、骨子案には多数の新規事業が盛り込まれるとともに、既存事業の充実も図られている。住民の皆様の意見を的確に反映した計画構成となっており、非常に高く評価できる。また、委員の皆様からも多数の貴重な意見をいただいたので、今後の検討につなげてもらいたい。 認知症やフレイルにならないための予防的支援の重要性を改めて感じた。担い手については、中高生や大学生等との協働が、地域共生社会の構築においてますます重要になると考える。 次回で示される計画素案が市民一人ひとりにとって、より身近で効果的な計画となることを期待している。
会 長	今回は骨子案ということで、次回でより具体的な素案が提示される予定である。本日いただいた様々なご意見やご提案について、事務局において十分に検討のうえ、次回の素案策定に反映してもらいたい。 これをもって令和8年度第2回射水市高齢者保健福祉・介護保険事業計画推進委員会を閉会する。